

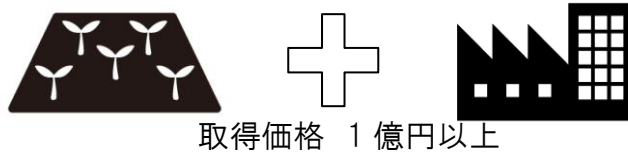
企業立地奨励金

対象業種：製造業，情報通信業，運輸業，郵便業，農業，卸売業，小売業，学術研究，専門・技術サービス業，宿泊業，飲食サービス業等

新設の場合は土地及び建物の取得価格が1億円以上、増設の場合は建物の取得価格が5,000万円以上であり、かつその事業所で5名以上の雇用者を雇用する場合に、土地及び建物に対して、事業所の操業日以降に課される固定資産税相当額を、1年度につき2,000万円を上限として3年間交付します。

※操業開始後10年以内に操業を休止もしくは廃止したときは、奨励金を返還していただきます。

新設



取得価格 1億円以上

増設



取得価格 5,000万円以上

(土地、建物いずれも令和2年4月1日以降に取得したもの)



5名以上の雇用者
(第1年度申請日時点)

※2、3年目以降も雇用が獲得されているか確認します。(5名以下となった場合は、奨励金が受けられなくなります。)

企業立地奨励金交付

〔 上限2,000万円/年度
×3年間 〕

【操業開始から申請・交付まで】(例 令和2年10月操業の場合)

